



使用前検査申請書

原子力発 第21051号
令和3年 4月 2/日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣

梶山弘志 殿

住所 香川県高松市丸
氏名 四国電力株式会
取締役社長
社長執行役員



長井 啓



電気事業法第49条第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。

検査を受けようとする原子力発電工作物に係る事業場の名称及び所在地	名称 伊方発電所 所在地 愛媛県西宇和郡伊方町
原子力発電工作物の概要	伊方発電所第3号機 原子力設備 原子炉冷却系統設備 化学体積制御設備 主配管 工事計画の認可番号及び認可年月日 認可番号 原規規発第2104149号 20201119保第11号 認可年月日 令和3年4月20日
検査を受けようとする工事の工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時（一号）
	工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号）
検査希望年月日	（一号）自 令和3年4月27日 至 令和3年9月
	（五号）自 令和3年9月 至 令和3年9月
使用開始予定年月日	令和3年11月
原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	令和3年4月2/日

添付資料-1：工事の工程に関する説明書

添付資料-2：工事の工程における放射線管理に関する説明書

工事の工程に関する説明書

年 月 項目		令和3年									
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
1次系配管取替え工事		現地工事期間									

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 検査に伴う放射線管理

(1) 検査中の放射線管理

被ばく低減及び汚染拡大防止を図るため、検査エリアの環境サーベイを実施するとともに、検査に係る者に対し、伊方発電所放射線管理総括内規（細則－2 放射線管理細則）に基づき管理し、保護衣の適切な着用について指導及び助言を行う。

(2) 個人線量管理

線量は、ガラスバッジ及び警報付ポケット線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

3号機 原子炉格納容器

3号機 原子炉建屋

(1) 汚染区分

A区分 (注1)

B区分 (注2)

(注1) 汚染のおそれのない区域

(注2) 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

(2) 線量当量率区分

1区域：0.1mSv/hを超えるおそれのない区域

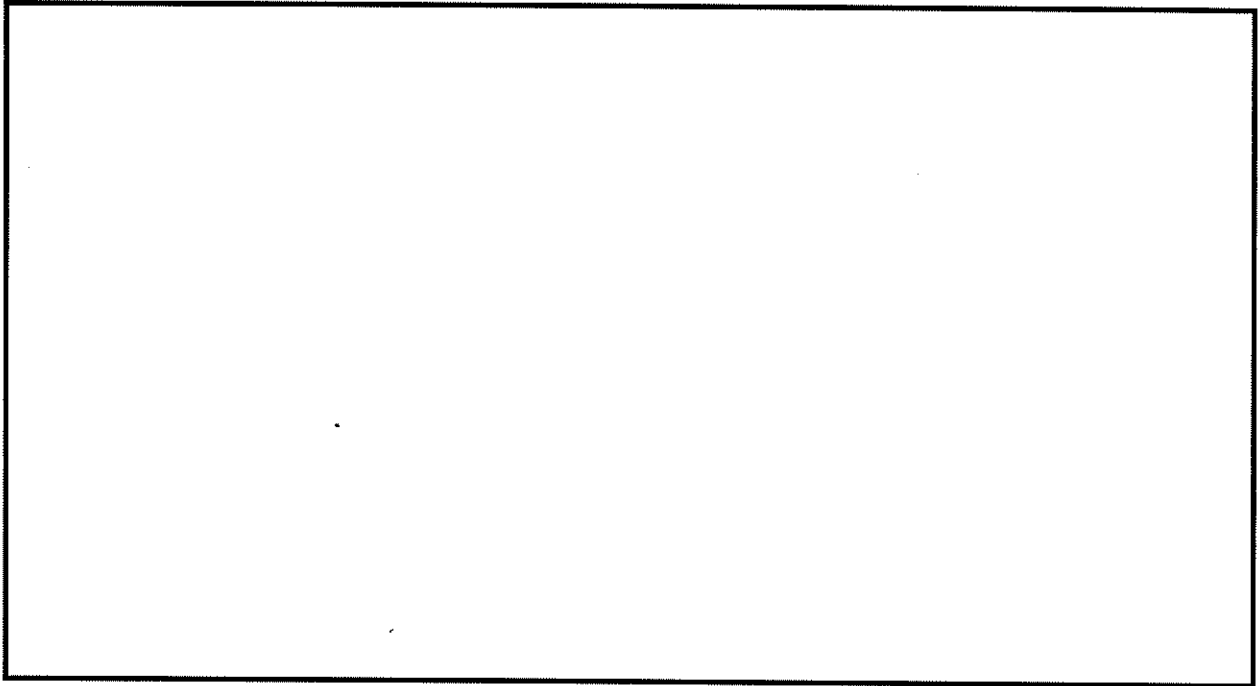
2区域：1mSv/hを超えるおそれのない区域

3区域：1mSv/hを超えるおそれのある区域


3. 管理区域検査場所図

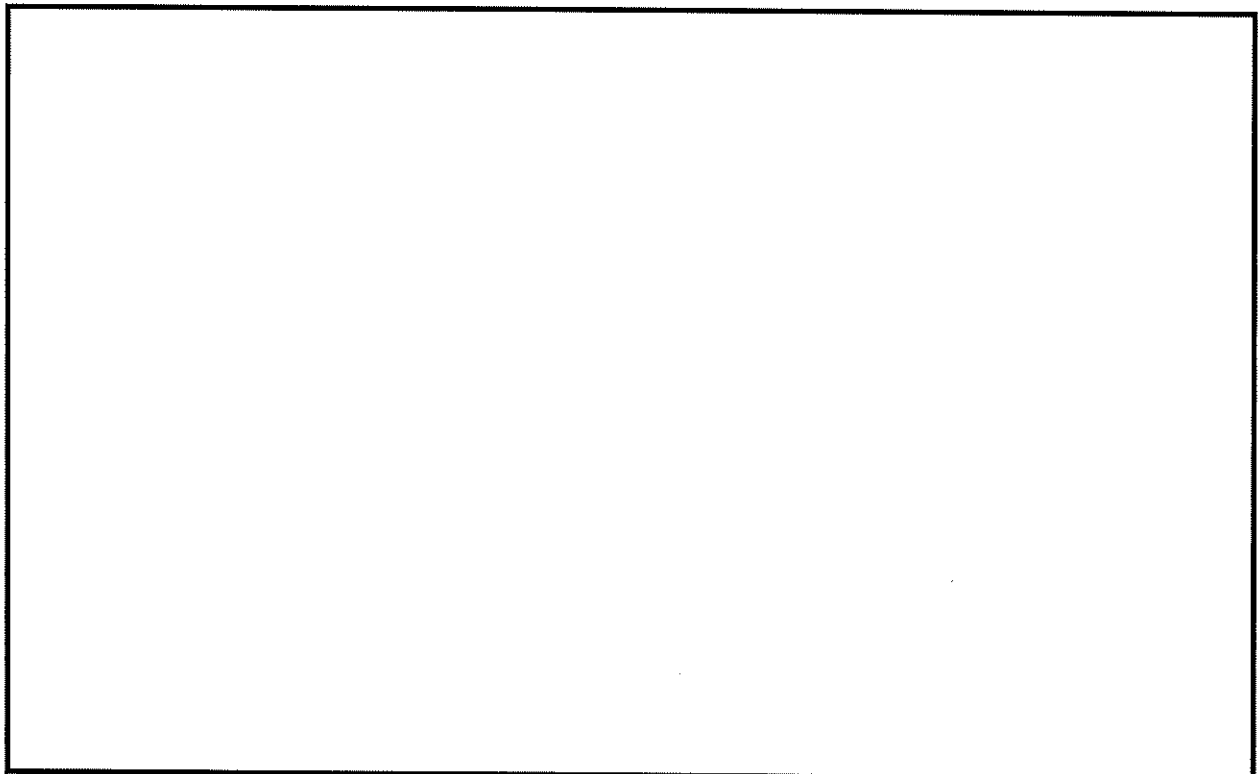
別紙参照

管理区域検査場所図




原子炉格納容器 E.L. 17.0m

 : 検査場所



原子炉格納容器 E.L. 17.0m [中間床]

 : 検査場所